

何を

どこで

いつまでに

その一助となりますよう。

誰にでも訪れる人生の最期。

そして万が一・・・大切な家族が亡くなったとき、または自分が亡くなったとき、どのような手続きを、どこで、いつまでにしなければいけないのかなど、不安に思う人が多いのではないのでしょうか。

家族が亡くなってからの手続きはとても数多くあり、その手続き窓口は、市役所などの官公庁だけに限りません。

手続きの全てを掲載できておりませんが、早いうちに、間違いなく、漏れのないようにするためにご活用いただければと思います。

令和元年11月

豊田市役所 市民相談課

状況に合わせてやる

印鑑登録証(カード)のこと

- 印鑑登録証返却
- ※紛失した場合は返却不要。

市役所 市民課・支所・出張所
(南庁舎 1階 / ☎34-6733)

住民基本台帳カード、通知カード、マイナンバーカードのこと

- いずれのカードも返却不要

市役所 市民課・支所・出張所
(南庁舎 1階 / ☎34-6773)

固定資産税のこと

- 土地、家屋、償却資産の所有者の相続人のうち、固定資産税に関する書類を代表して受け取る人の届出
- 市役所 資産税課
- (南庁舎 3階 / ☎34-6618)

農地のこと

- 農地法3条の3に基づく届出書(農地を受け継ぐ人の届)
- 市役所 農業委員会事務局
- (西庁舎 7階 / ☎34-6639)

上下水道のこと

- 上下水道の使用中止または使用者変更
- ※電話で手続きができます。

市役所 料金課
(西庁舎 1階 / ☎34-6654)

し尿の汲み取りのこと

- 汲み取り廃止
- ※印鑑、汲み取り券(不要になる券)を持参してください。

市役所 清掃業務課
(渡刈町大明神 39-3 / ☎71-3003)

原動機付自転車(125cc まで) 小型特殊自動車(耕運機等)のこと

詳細については下記機関へお問合せください。

市役所 市民税課
(南庁舎 2階 / ☎34-6877)

普通自動車、二輪の軽自動車(125cc 超のオートバイ)のこと

詳細については下記機関へお問合せください。

愛知運輸支局西三河自動車検査登録事務所
(若林西町西葉山 46 / ☎050-5540-2047)

三輪・四輪の軽自動車のこと

詳細については下記機関へお問合せください。

軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所
(若林西町西葉山 48-2 / ☎050-3816-1772)

運転免許証のこと

- 返納時に必要なもの
- 故人の運転免許証(必須)と、次のうちのいずれか一つ
- ①住民票の除票
- ②死亡事項の記載のある戸籍謄本
- ③死亡診断書
- ※故人がすでに運転免許証返納届を提出し、運転経歴証明書を持っている場合は、返納の義務はありません。

豊田警察署交通課(☎35-0110)
足助警察署(☎62-0110)

パスポートのこと

- パスポートを返却
- ①電話で確認する
- ②家族(親戚)が窓口にて申請

豊田加茂旅券コーナー(若宮町 1-57-1
A館 t-FACE 7階 / ☎34-2110)

その他

- 電気 ●ガス ●固定電話
- 携帯電話 ●NHK

廃止または名義人を変更。
各事業者へ。

郵便物のこと

詳細については下記機関へお問合せください。

豊田郵便局窓口(十塚町 2-16-1/
☎32-0403) ※豊田郵便局のみ

「万が一」の時の手続き

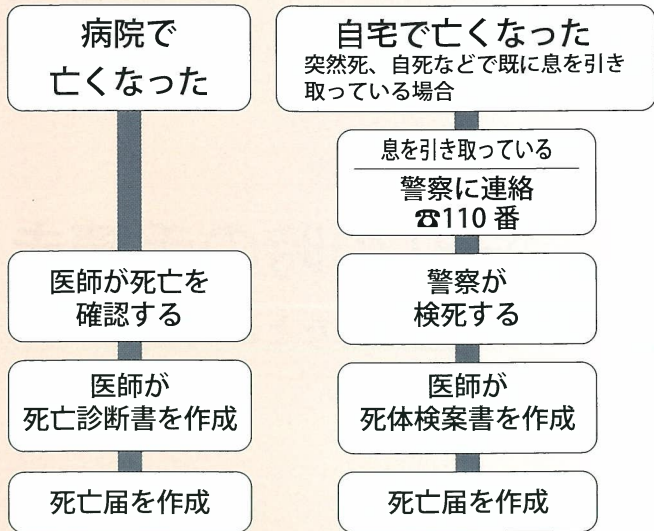
家族が亡くなったときのために



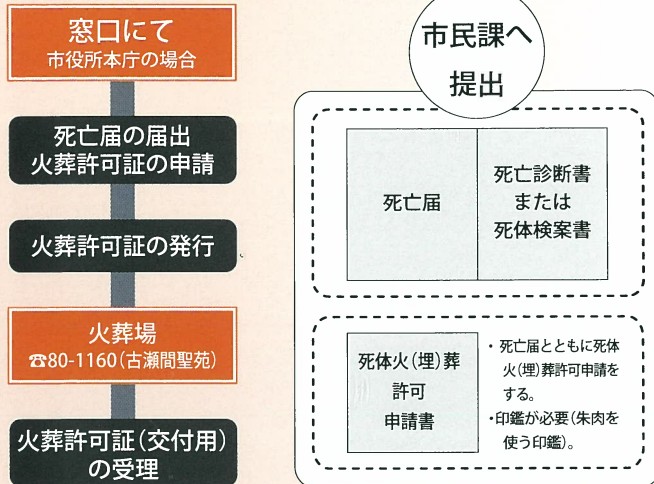
豊田市役所

市民相談課 電話 0565-34-6626
ファックス 0565-31-8252

死亡から葬儀まで



※各手続き等は専門家が代行できます。



手続き先 相談窓口

市役所市民課(南庁舎1階) ☎34-6768
【支所/平日8:30~17:15】旭・足助・稲武・小原・上郷・猿投・下山・高岡・高橋・藤岡・松平
【出張所/平日8:30~17:15】石野・保見

【閉庁時】本庁南庁舎警備室 ☎31-1212
足助支所 ☎62-0600

葬儀後の手続き

すぐにやる、併せてやる

国民健康保険のこと	市役所国保年金課(南庁舎1階/☎34-6637) 市民課、支所、出張所でも手続き可
●国民健康保険被保険者証(保険証)の返却	すみやかに
●(世帯主死亡の場合)保険証の差し替え、口座引き落としの場合は、振替申込用紙の提出、預金通帳、通帳印が必要	すみやかに(毎月15日までの申込で、翌月末から振替開始)
●葬祭費の申請	葬儀の日から2年以内
国民年金のこと(市役所ですること)	市役所国保年金課(南庁舎1階/☎34-6638) 旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所でも手続き可
●障がい基礎年金、遺族基礎年金、寡婦(かふ)年金受給者の場合	
①死亡届のみ	死亡の日から14日以内
②未支給年金の申請	すみやかに
●死亡一時金申請	すみやかに
●寡婦年金の申請※死亡一時金との併給不可	すみやかに
●遺族基礎年金の申請	すみやかに
後期高齢者のこと	市役所福祉医療課(東庁舎1階/☎34-6959) 支所、出張所でも手続き可
●後期高齢者医療被保険者証の返却(保険料の精算、高額療養費の相続人の口座登録が必要な場合もあります)	すみやかに
●後期高齢者医療制度葬祭費の申請	葬儀の日から2年以内
介護保険のこと	市役所介護保険課(東庁舎1階/☎34-6634)
●認定関係確認	すみやかに
認定申請中に亡くなられた場合:認定申請の取り下げ、または継続の相談	
●介護保険被保険者証の返却	すみやかに
●保険料関係	すみやかに
①保険料未払金の支払・過払金の還付	
②亡くなった方が1人世帯、施設入所の場合:送付先変更処理	
●給付関係	すみやかに
介護給付費の支払(届出人の通帳もしくはキャッシュカード、印鑑持参)	
医療費助成のこと	市役所福祉医療課(東庁舎1階/☎34-6743) ※子ども医療は全支所、子ども医療以外は旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡支所でも手続き可
●以下の対象者は受給者証返却と資格喪失届提出	すみやかに
・子ども医療費受給者	
・心身障がい者医療費受給者	
・精神障がい者医療費受給者	
・母子父子家庭医療費受給者	
・福祉給付金受給者	
障がい者のこと	市役所障がい福祉課(東庁舎1階/☎34-6751)
●障がい者手帳返却	すみやかに
障がいの内容により手続きが異なるので、窓口で確認してください。	

年金のこと(年金事務所ですること)	豊田年金事務所(神明町3-33-2/☎33-1123)
●老齢基礎年金受給者の場合	
①死亡届のみ	死亡の日から14日以内
②未支給年金の申請	すみやかに
●厚生年金受給者の場合	
①死亡届のみ	死亡の日から10日以内
②未支給年金の申請	すみやかに
●遺族厚生年金の申請	すみやかに
社会保険のこと	死亡した人の勤務先へ
●埋葬料・家族埋葬料などの請求	死亡の日から2年以内
雇用保険のこと(失業給付中)	豊田公共職業安定所[ハローワーク] (常盤町3-25-7/☎31-1400)
●未支給失業等給付金	死亡の日の翌日から6か月以内
故人と生計をともにしている家族が、故人の住所地の職業安定所へ申請	
金融機関などのこと	預金口座や証書のある各金融機関窓口へ
●[金融機関へ]口座名義人死亡の連絡(相続手続きに備え、口座がいったん凍結される)	すみやかに
●[保険会社等へ]被保険者死亡の連絡(契約に合わせた支払い手続きが始まる)	各保険会社などで異なる
相続のこと	内容に応じ各々の窓口へ
●相続放棄(プラス財産もマイナス財産もその一切を引き継がない)	相続の開始を知った日から3か月以内(死亡保険金の受取権はある)
名古屋家庭裁判所 岡崎支部 (岡崎市明大寺町奈良井3/☎0564-51-8972)	
●相続登記(故人が土地や家屋を所有していた場合は、名義変更の手続きが必要です)	相続人が決まったらすみやかに
名古屋法務局豊田支局 (豊田市常盤町1-105-3/☎0565-32-0006)	
●相続税申告(故人が死亡したときの住所地の税務署へ。財産が基礎控除を超える場合に課税される税金)	故人が死亡した日の翌日から10か月以内
●所得税準確定申告	相続の開始を知った日の翌日から4か月以内
税務相談(税理士) 市役所市民相談課(南庁舎1階/☎34-6626) 《相続・贈与相談》4月~12月、1月の第1・3水曜日、 《税務全般相談》4月~12月の第2・4木曜日、1月は第2木曜日、3月は第4木曜日 ※豊田税務署(常盤町1-105-3/☎35-7777)でも相談できます。	